

9-1 国有林野の立木被害

[illegible]

- 1 本表は、国有林野立木被害報告により作成した。
2 被害額は被害時における被害前の状態での見積価格、損被害額は被害額から残存価格を差し引いたものである。
3 分収造林については、数量及び被害額は全量を掲出し、損害額は民収分を（ ）外書きた。
4 面積は、被害木が点々と孤立散在している場合は樹冠の占有面積、密集している場合は区域面積、火災の場合は区域の全面積を掲出した。
5 火災のうち、立木被害のないものは含まない。
6 数量のうち、材積により掲上することが困難なものは、本数により掲上した。

9-1 国有林野の立木被害(続)

[illegible]